

第3編 県民経済計算のしくみ

1 SNA体系と県民経済計算

2 県民経済計算の概念

3 県民経済計算の基本勘定、主要系列表 の概念及び内容

I 基本勘定

I—1 統合勘定

I—1—(1) 県内総生産勘定（生産側及び支出側）

I—1—(2) 県民可処分所得と使用勘定

I—2 制度部門別所得支出勘定

I—2—(1) 非金融法人企業

I—2—(2) 金融機関

I—2—(3) 一般政府

I—2—(4) 対家計民間非営利団体

I—2—(5) 家計（個人企業を含む）

II 主要系列表

II—1 経済活動別県内総生産

II—2 県民所得及び県民可処分所得の分配

II—3 県内総生産（支出側）

経済活動別分類(SNA 分類)と日本標準産業分類の対応表

1 SNA体系と県民経済計算

国では、1928年（昭和3年）に初めて「国民所得統計」の推計を行った。その後、1968年（昭和43年）の国際連合の勧告に基づき、1978年（昭和53年）に従来の「国民所得統計」から「国民経済計算体系」（1968 System of National Accounts：通称68SNA）に移行した。これにより、国民所得統計を中心に、産業連関表、資金循環表、国民貸借対照表及び国際収支表の5つの勘定を体系的、整合的に統合し、国全体の経済活動をモノ、カネ、フローとストックの側面から多角的、総合的に分析、把握できるようになった。

その後、国連において、経済社会環境の変化などに対応するため68SNAの改訂作業が進められ、1993年（平成5年）新たな国民経済計算の基準として「1993年国民経済計算体系（1993 System of National Accounts：通称93SNA）」の使用が勧告された。

この勧告に基づき国では2000年（平成12年）に68SNAから93SNAに移行し、平成11年度の国民経済計算から適用している。

平成27年度国民経済計算年次推計においては、「平成23年産業連関表」（総務省等）などの大規模・詳細な基礎統計を取り込むことに加え、最新の国際基準である「2008 System of National Accounts：通称08SNA」への対応、推計手法の見直しや各種概念・定義の変更を行う平成23年基準改定の作業結果を反映させている。平成23年基準改定に伴い、参照年（デフレーター＝100とする年）を2005年（平成17年）から2011年（平成23年）に変更している。

本県でも、昭和25年度版の県民所得推計以降、1983年（昭和58年）から、経済企画庁（現内閣府）より提示された68SNAに準拠した「県民経済計算標準方式（昭和58年版）」により推計を行ってきた。

しかし、国が、上記のとおり93SNAに移行したことに伴い、県民経済計算も93SNAへの移行が進められることになった。平成12年度から平成13年度にわたって、国、都道府県合同で、推計方法の改訂に伴う研究と検討が重ねられ、この成果を踏まえて「県民経済計算標準方式推計方法（14年版）」、「県民経済計算標準方式（14年版）」が作成された。

これに基づき、本県（各都道府県も同様）は平成12年度県民経済計算から93SNAに移行し、この標準方式に即した推計を行ってきた。その後、国において基準改定等が行われ、平成12年基準から平成17年基準へと変更され、本県では平成23年度県民経済計算から平成17年基準へ変更し、内閣府が示した「県民経済計算標準方式（平成17年基準版）」及び「県民経済計算推計マニュアル（平成17年基準版）」に準拠しながら、推計を行った。

平成27年度県民経済計算からは、08SNAへの対応を含む平成23年度基準改定を行ったことに伴い作成された「県民経済計算標準方式（平成23年基準版）」及び「県民経済計算推計方法ガイドライン（平成23年基準版）」により、推計を行っている。

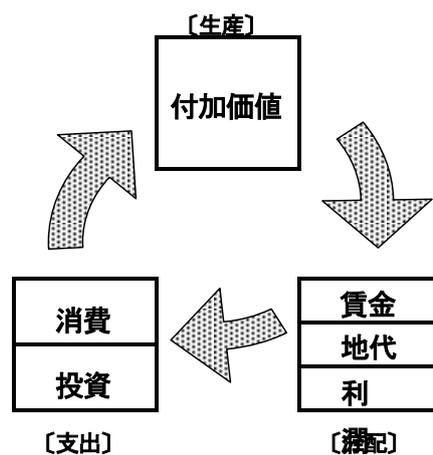
2 県民経済計算の概念

県民経済計算は、県内及び県民の1年間（4月から翌年3月までの会計年度）の経済活動の成果を生産、分配、支出の三面から把握することにより、県経済の規模や産業構造を総合的に明らかにしようとするものである。その基本的な仕組みは、国民経済計算体系に基づいて構成されている。

生産、分配、支出は、それぞれ経済循環の一つの面であって、同じベースである限り生産、分配、支出の総額は等しくなる。これを「**三面等価の原則**」という。

労働、土地、資本の各生産要素は、互いに結びついて、新たな価値（付加価値）を生産する。これを貨幣評価した総額が【生産】（付加価値）である。この価値は、各生産要素の提供者に所得として分配されることになる。これをとらえたのが【分配】（＝賃金＋地代＋利潤）である。分配された所得は、生産物のうちの最終消費財の購入に、残りは貯蓄され次年度以降への投資として支出される。これが【支出】（＝消費＋投資）である。

所得の流れ（フロー）



県民経済計算はこのようにモノ（財貨・サービス）の流れ（フロー）の各面をとらえるもので、国民経済計算のフロー勘定にあたるものである。

県民経済計算標準方式（平成23年基準版）では、県民経済計算の勘定は、**統合勘定、制度部門別所得支出勘定及び制度部門別資本勘定**からなるとされており、このほかに**主要系列表及び付表**がある。

主要系列表は、**経済活動別県内総生産、県民所得及び県民可処分所得の分配、県内総生産（支出側）**からなり、付表は付表1～付表5の5種である。本県では、資本勘定や県外勘定などに関わる表で、一部未整備のものがある。

○県内主義と県民主義

「県内主義」とは、県という行政区域（地域）内で行われた経済活動を対象としていることを表し、その活動を行ったものが、県の居住者であるか否かは問わない。

県内総生産（生産側）、県内総生産（支出側）などがこの例である。

「県民主義」とは、県内に居住するもの（＝県民）が行った経済活動を対象としていることを表し、その活動の場所が、県内であるか県外であるかは問わない。

県民所得及び県民可処分所得の分配、県民総所得などはこの例である。

○総ベースと純ベース

生産のための建物、機械などの生産設備は、使用（稼働）することによって、徐々にその価値を減じつつ、新たな価値（付加価値）を生み出すという特性を持っている。

そこで、県民経済計算では、これらを生産要素の1つとして扱い、生み出す価値（同時に支払われる費用でもある。）は、この設備の減価分（固定資本減耗と呼ぶ。）に等しいとみなしている。

すなわち、正常使用による減耗と通常程度の事故や災害による損耗（資本偶発損）を合わせたものである固定資本減耗は、付加価値の一部を構成するものであるが、生産設備の代替の費用に充てられるべきものでもあるから、当該付加価値からそれを差し引いた残りが、純粋に新たに生み出された付加価値であるということが出来る。

このことから、付加価値を評価するにあたり固定資本減耗を含んだ計数には「総（グロス）」を付け、これを控除した計数には「純（ネット）」を付け区別する。

つまり、**県内純生産＝県内総生産－固定資本減耗**となる。

なお、「純」という言葉はこれ以外にも、二重計算を除いたという意味や対立する概念の計数を控除した残りという意味の使い方もある。

○要素費用表示と市場価格表示

これらはともに価格評価に関わるものであり、要素費用表示とは、生産主体（個人、法人）が労働、土地、資本などの生産要素に対して支払う費用（県民・県内雇用者報酬、営業余剰・混合所得）で評価したもので、県内純生産や県民所得などを表す場合に用いる。

これに対し、市場価格表示（生産者価格と流通マージンを含めた購入者価格があるが、ここでは生産者価格を用いている。）とは、文字どおり市場で取引される価格で評価したもので、県内総生産、県民総所得などを表す場合に用いる。

市場価格の中には価格を引き上げる効果を持つ生産・輸入品に課される税と、逆に引き下げる効果を持つ補助金が含まれている。したがって、要素費用表示と市場価格表示の間には次のような関係が成り立つ。

要素費用表示の県内純生産＝

市場価格表示の県内純生産－（生産・輸入品に課される税（控除）補助金）

○名目値と実質値

名目値とは、その年度の時価で価格評価していることを表し、異なる年度間で比較すると、その間の物価変動分が含まれていることから、過大、あるいは、過少な値が出ることもある。

これに対し実質値とは、一定の年次の物価を基準として価格評価していることを表し、これにより異なる年度の間でも物価変動分による影響が除去されるので、経済の実質的（物量的）な伸びをみることができる。この実質値を直接推計することは困難であるため、各種の物価指数を利用して作成されたデフレーター（物価調整指数）で名目値を除して実質値を求めている。なお、県内総生産（生産側）及び県内総生産（支出側）の実質値は連鎖方式により、算出している。

$$\text{実質値} = \frac{\text{名目値}}{\text{デフレーター}}$$

○連鎖方式

デフレーターの算出方法において、「連鎖方式」とは、「固定基準年方式」とは異なり、基準年をある特定の年に固定せず、常に前年を基準年として算出し、それらを積み重ねて接続する方式である。

連鎖方式では、毎年基準年が更新されていくため、経済実勢からの乖離は少ないとされている。また、内訳項目の合計が集計項目と一致しない（「加法整合性」の不成立）特性があり、「県内総生産（生産側、実質：連鎖方式）」及び「県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）」では「開差」の欄を設けることで、加法整合性の欠如を示している。

生産側において、連鎖方式によるデフレーター及び実質値が平成16年度県民経済計算から試算値、平成17年度県民経済計算から正式に採用されている。支出側においては、平成27年版から固定基準年方式に代わり正式に採用されている。

○インプリシット・デフレーター

県内総生産の総合的なデフレーターは、各構成項目をできるだけ細分化し、それぞれの項目に見合った物価指数で除して実質値を求め、これらの合計額（実質値）で名目値の合計額を除して求めている。このように事後的に求められるデフレーターをインプリシット・デフレーターと呼ぶ。

○1人当たり県民所得

都道府県別の経済水準比較などに使用されている「1人当たり県民所得」は、生産活動への貢献の度合いに応じて各生産要素の提供者へ所得として分配された「県民雇用者報酬、財産所得及び企業所得」（＝県民所得）を、所得のない者も含む総人口で除したものである。

したがって、「1人当たり県民所得」は企業の利潤なども含んだ県民経済全体の水準を表すものであり、一般的概念の個人所得とは異なるものであるため、個人の給与や実収入額などとの比較はできない。

○間接的に計測される金融仲介サービス (FISIM : Financial Intermediation Services Indirectly Measured)

68SNA では、金融部門の産出額は、帰属利子という形で推計・記録がなされていたが、93SNA 及び08SNA では、間接的に計測される金融仲介サービス (FISIM) を通常の財貨・サービスの一つとして位置付けている。

金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが FISIM である。県民経済計算では平成17年基準改定に伴い導入され、帰属利子は廃止された。

○対前年度増加率、寄与度

対前年度増加率 (=A) と寄与度 (=B) については、次により算出している。
なお、実質値 (連鎖方式) の寄与度は、名目値の構成比を使用して計算している。

$$A = \left(\frac{X_1}{X_0} - 1 \right) \times (X_0 \text{の符号}) \times 100 (\%)$$

(X_1 : 当該年度項目値、 X_0 : 前年度項目値)

これにより、マイナスからプラスに転じた場合及びマイナス幅が縮小した場合の増加率の符号はプラスで表示される。

$$B = A \times (X_0 \text{の構成比}) = A \times \frac{X_0}{T_0} (\%)$$

(T_0 : 前年度項目値の合計)

3 県民経済計算の基本勘定、主要系列表の概念及び内容

【I 基本勘定】

◆ I-1 統合勘定

○ I-1-1 県内総生産勘定 (生産側及び支出側)

この勘定は、県内における経済活動を総括する県内生産勘定に当たっており、①産業、②政府サービス生産者、③対家計民間非営利サービス生産者の生産勘定を統合することによって作成される。なお県内総生産 (生産側及び支出側) は県内概念で記録されている。

勘定の貸方は、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した県内総生産 (支出側) である。構成項目としては、消費支出として、民間最終消費支出及び政府最終消費支

出、投資支出として、県内総固定資本形成及び在庫変動、県外との取引項目として、財貨・サービスの移出入（純）が示されている。

勘定の借方は、県内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した県内総生産（生産側）である。構成項目としては、県内要素所得としての雇用者報酬（県内活動による）と営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金が示されている。

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）とは理論上必ず同額となるべきはずであるが、実際の推計の上では、両面の推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、若干の不一致を免れない。そのため統計上の誤差や脱漏に基づくと思われる支払いの計数上の差額を、「統計上の不突合」として県内総生産（支出側）の側に計上し、両面のバランスを成立させている。

「1 雇用者報酬（県内活動による）」

これは、生産活動から発生した付加価値の雇用者への分配額であり、現金と現物による「賃金・俸給」と雇用者福祉のための「雇主の社会負担」が含まれる。

ここでいう県内雇用者は、県内であらゆる生産活動に従事する就業者のうち個人業主と無給の家族従業者を除くすべての人々である。

「2 営業余剰・混合所得」

企業等生産者の生産活動の貢献分であり、雇用者報酬（県内活動による）、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金とともに付加価値の構成要素の一つである。したがって営業余剰・混合所得は、市場での利益の追求を目的とする産業においてのみ生じ、「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」は営業余剰・混合所得を生まない。

「3 固定資本減耗」

一定期間内における固定資本の価値の減耗分を補てんするために必要とされる価額である。これは減価償却費と、通常程度の事故や災害による損耗分である資本偶発損とからなっている。

「4 生産・輸入品に課される税」

生産・輸入品に課される税とは、いわゆる「間接税」であり、①財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、②税法上損金算入が認められて所得とはならず、③その負担が最終購入者へ転嫁されるもので酒税、消費税、不動産取得税などがある。また、財政収入を目的とするもので、政府の事業所得に分類されない税外収入（日本中央競馬会納付金など）及び家計からの固定資産税（持家家計は住宅賃貸業を営むものと擬制されている。）も含まれる。

「5 (控除) 補助金」

補助金は、①企業に対して支払われるものであること、②企業の経常費用を賄うために交付されるものであること、③財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであることの3つの条件を満たす「経常的交付金」である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰り入れも補助金に含まれる。補助金によって、その額だけ市場価格が低められるため、負の生産・輸入品に課される税とみなすことができる。

一方、対家計民間非営利団体や家計への経常的交付金は補助金ではなく、政府による他の種類の経常移転（他に分類されない経常移転）として扱われる。また、投資、あるいは資本・資産、運転資産の損失の補償のために産業に対して行われる移転は補助金ではなく資本移転に分類される。

補助金の例として、価格調整費、利子補給金、試験研究費補助金、その他産業振興費、運営費補助費などがある。

※県内総生産(支出側)の構成項目説明については、Ⅱ主要系列表のⅡ-3県内総生産(支出側)に掲載

○Ⅰ-1-(2) 県民可処分所得と使用勘定

この勘定は、生産された要素所得の受取や生産物の最終消費への支払のほか、財産所得などの移転所得の受払いから構成され、「制度部門別所得支出勘定」を統合することで得られる。

◆Ⅰ-2 制度部門別所得支出勘定

この勘定は、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④対家計民間非営利団体、⑤家計(個人企業を含む)の5つの制度部門別に作成され、生産活動の結果生み出された付加価値が雇用人報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税(控除)補助金というかたちで、財産所得とともに制度部門別にどのように配分されたか、制度部門別に社会負担・給付等の現金移転の受払や現物移転がどのように行われたかを表す。さらに、このような分配・再分配の結果である可処分所得が消費支出と残差項目である貯蓄にどのように配分されているのかを表す。

○Ⅰ-2-(1) 非金融法人企業

県内の居住者である非金融の法人企業や準法人企業が含まれる。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

○Ⅰ-2-(2) 金融機関

主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である県内の居住者である法人企業及び準法人企業が含まれる。また、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれる。

○ I-2-3) 一般政府

中央及び地方政府と、それらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。また、政府及び社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。後述の政府サービス生産者として定義される。

○ I-2-4) 対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨やサービスを提供する県内の居住者である非営利団体をいい、後述する対家計民間非営利サービス生産者と定義は同じである。

○ I-2-5) 家計(個人企業を含む)

生計を共にする県内の居住者である人々の小集団が含まれる。自営の個人企業も含まれるが、これは、個人企業の場合、企業としての経理と家計が判然と区別されておらず、統計作成上、両者を分離することが困難であることに加え、むしろ分離をしないままでとらえる方が個人企業家計の意思決定や行動を正確に把握できるという考え方に立っている。

【Ⅱ 主要系列表】

◆ Ⅱ-1 経済活動別県内総生産

経済活動別県内総生産は、一定期間内に県内の生産活動によって、新たに創造された付加価値の額を経済活動別に示す。

実質化の方法については、前年価格表示による金額の前年金額に対する変化率を毎年掛け合わせるにより数量指数を計算し、これを参照年の名目金額に乗ずることにより実質値を求める連鎖方式を採る。

なお、経済活動別県内総生産の実質値は、産出額の実質値と中間投入額の実質値を計算し、産出額から中間投入額を差し引いて求めるダブル・デフレーションで行う。

またデフレーターは、名目値と実質値の比率から事後的に算出されるインプリシット・デフレーターとして求められる。

「1 県内総生産」

県内総生産（付加価値）は、産出額から中間投入を控除したものであり、県内雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金からなる。

本社機能などのサービスの産出は、この本社に管理される事業所に配分されるものとする。この際、工場などの事業所と本社が異なる県に存在する場合は、本社サービスが県外から移入され、工場などにおいて中間投入されるものとする。県内総生産に県外からの所得（純）（県外からの雇用者報酬及び財産所得の純受取）を加えると、市場価格表示の県民総所得が得られる。

なお、金融業の産出額は、間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM：financial intermediation services indirectly measured）を含むものとして記録することとしている。

預金取扱機関のサービスの中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を適用することにより、明示的には料金を課さずに提供されるものがある。すなわち、預金取扱機関への資金の貸し手（預金者）には相対的に低い利子率を支払い、資金の借り手にはより高い利子率を課する。こうした預金取扱機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、FISIMである。預金取扱機関で産出されたFISIMは各制度部門で消費する。

「2 輸入品に課される税・関税」

輸入品に課される税・関税は、関税、輸入品商品税からなるが、輸入する事業所の県に計上する。日本の国民経済計算体系（JSNA）に準じ、経済活動別には配分しない。

「3 総資本形成に係る消費税」

総固定資本形成は消費税分が含まれる「グロス」ベースで記録されている。一方で、税法上、課税業者の投資に係る消費税分は、他の仕入れに係る消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度（仕入税額控除という）が採られている。このため、この控除分は「総資本形成に係る消費税」として、総資本形成（総固定資本形成、在庫変動）については、この控除分を除いた金額で記録されている。グロスの総固定資本形成から、これら仕入税額控除分を除く処理は「修正グロス方式」と呼ばれる。生産側から県内総生産を計測する際も、この総資本形成に係る消費税分について控除する必要があるが、経済活動別には分割が困難であるため一括して控除処理を行っている。

◆ II-2 県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得及び県民可処分所得の分配は、居住者が一定期間にたずさわった生産活動によって得た純付加価値額及び財産所得（第1次所得）を制度部門別に分配した上で、その他の経常移転（純）を加えて制度部門別の可処分所得を記録する。

財産所得は、非企業部門については、純受取が記録される。企業部門については、所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の純受取（受取一支払）を加えた企業所得が示される。

以上の合計額が要素費用表示の県民所得である。これに生産・輸入品に課される税が加算されて市場価格表示の県民所得となり、さらに経常移転の純移転が加えられて県民可処分所得となる。

「1 県民雇用者報酬」

県民雇用者報酬とは、雇用者が労働の対価として受け取る現金や現物給与の他、雇主が雇用者の福祉のために、直接負担する社会保障関係費用も雇用者に支払われたものとみなして、雇用者報酬の構成項目として計上される。

ここでいう雇用者とは、県内に常時居住地を有し、産業、政府サービス生産を含むあらゆる生産活動に常用雇用・日雇を問わず従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従事者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれる。

表章は、賃金・俸給、雇主の社会負担に分類され、それらの構成項目は次のとおりである。

賃金・俸給には、通常の雇主が直接、定期的に雇業者に支払うすべての現金給与、現物給与、役員給与手当、議員歳費等に加え、帰属計算（実際には市場で対価の受払が行われなかったのにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うこと）である給与住宅差額家賃などが含まれる。

雇主の社会負担は、「雇主の現実社会負担」及び「雇主の帰属社会負担」からなる。

雇主の現実社会負担は、一般政府に格付けされる社会保障基金及び金融機関に格付けされる年金基金への雇主の負担額である。

雇主の帰属社会負担は、雇業者福祉のための雇主の負担分であり、特に基金等の準備をせず無基金で雇主が行うもので、退職一時金および社会保障基金によらない業務災害補償などの雇主負担からなる。

「2 財産所得（非企業部門）」

財産所得とは、ある経済主体が所有する金融資産、土地および著作権・特許権などの無形資産を他の経済主体に使用させたときにその結果として生じる所得のことであり、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」および「賃貸料」に分類される。これらは発生主義でとらえられ、利子、賃貸料については支払義務発生時点で、配当についても配当金の公告あるいは利潤獲得時ではなく、その支払の義務発生時点で計上している。

財産所得は、（1）一般政府、（2）家計、（3）対家計民間非営利団体の各制度部門の該当項目を振替え、財産所得の純額、受取額及び支払額を表示している。また、家計部門については、利子、配当（受取）、その他の投資所得（受取）及び賃貸料（受取）ごとに表示されている。

「3 企業所得（企業部門の第1次所得バランス）」

これは、営業余剰・混合所得に 財産所得の受取を加え、財産所得の支払を控除したものである。

「4 県民所得（要素費用表示）」

1 から 3 までの諸項目を内訳として表章される。

県民所得(要素費用表示) =

県民雇業者報酬 + 財産所得(非企業部門) + 企業所得(企業部門の第1次所得バランス)

「5 生産・輸入品に課される税（控除）補助金」

これは、要素費用表示の県内純生産を市場価格表示の県内純生産に、また要素費用表示の県民所得を市場価格表示の県民所得に評価基準を合わせるための調整項目である。

「6 県民所得（市場価格表示）」

4で求めた県民所得（要素所得表示）に生産・輸入品に課される税（控除）補助金を加えたものである。

県民所得(市場価格表示)＝

県民所得(要素費用表示)＋生産・輸入品に課される税(控除)補助金

「7 その他の経常移転（純）」

その他の経常移転は（1）非金融法人企業及び金融機関、（2）一般政府、（3）家計（個人企業を含む）、（4）対家計民間非営利団体に分けて表章され、制度部門別所得支出勘定の受払の差額が計上される。

「8 県民可処分所得」

県民可処分所得は、県民所得（市場価格表示）に、その他の経常移転（純）を加えたものであり、統合勘定の「県民可処分所得と使用勘定」の受取項目の合計値と一致する。

「9（参考）県民総所得（市場価格表示）」

県民総所得（市場価格表示）は、4で求めた県民所得（要素費用表示）に固定資本減耗と生産・輸入品に課される税（控除）補助金を加えたものであり、県内総生産（支出側）に県外からの所得（純）を加えたものと一致する。

県民総所得(市場価格表示)＝

県民所得(要素費用表示)＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税(控除)補助金
＝県内総生産(支出側)＋県外からの所得(純)

◆Ⅱ－3 県内総生産(支出側)

「県内総生産（支出側）」は、新たに生み出された付加価値が、各生産要素に分配されたのち、どれだけ投資や消費に回されたかを示すものである。これは通常市場価格ベースで評価され、県内総生産（生産側）（市場価格表示）に対応する。

「1 民間最終消費支出」

民間最終消費支出とは、県内に居住する「家計」及び「対家計民間非営利団体」が一定期間に行う新たな財貨・サービスの取得に対する支出であり、「家計最終消費支出」と「対家計民間非営利団体最終消費支出」に大別される。

「家計最終消費支出」は、現金支出を伴うもののほか、農家における農作物の自家消費、雇用者が現物給与として受け取った食料や医療現物給付、給与住宅差額家賃などが含まれる。

家計の財貨購入のうち家具その他の耐久財購入はすべて消費支出としてここに含まれるが、土地造成及び住宅建設は投資活動とみなして県内総資本形成に含められ、個人税及び税外負担は移転的なものであるので民間最終消費支出から除かれる。

「対家計民間非営利団体最終消費支出」は、対家計民間非営利サービス生産者（対家計民間非営利団体）の産出額から商品・非商品販売額を控除したものである。すなわち、対家計民間非営利団体の販売での収入は、生産コスト（中間消費＋県内雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）をカバーしえず、その差額が自己消費とみなされ、対家計民間非営利団体の最終消費支出として計上される。

「2 政府最終消費支出」

政府最終消費支出は、一般政府（国出先機関、県、市町村、社会保障基金）の財貨・サービスに対する経常的支出である政府サービス生産者の産出額（中間消費＋県内雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、家計などの他部門に販売した額（商品・非商品販売額）（例えば、国公立学校の生産する教育サービスのようなものの授業料）を差し引いたものに、医療保険の給付や教科書購入などの家計への移転的支出（現物社会給付など）を加えたものを計上している。

「3 （再掲）家計現実最終消費、政府現実最終消費」

一般政府や家計などの消費には、その源泉が可処分所得か調整可処分所得かによって、2つの概念すなわち「最終消費支出」と「現実最終消費」が存在する。「最終消費支出」は各制度部門が実際に支出・負担した額を示す項目であり、一方「現実最終消費」は、各制度部門が実際に享受した便益の額を表すものである。具体的には、「現実最終消費」は「最終消費支出」に「現物社会移転の受払」を加味したものである。

「4 県内総資本形成」

「県内総資本形成」は、民間及び公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業）の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち中間消費とならないものであり、「総固定資本形成」と「在庫変動」からなる。

「総固定資本形成」は、民間及び公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業）が新規に購入した有形又は無形の資産である。93SNAからコンピュータ・ソフトウェア（生産者が1年を超えて使用するもので、受注型およびパッケージ型のほか、自社開発のものも含む。）が、無形固定資産扱いとなった。

また、08SNAからは研究開発（R&D：research and development）への支出を総固定資本形成に含むこととしている。

「在庫変動」は、企業及び一般政府が所有する製品、仕掛品、原材料などの棚卸資産のある一定期間における物量的増減を市場価格で評価したものである。仕掛工事中の重機械器具、屠畜や商品用に飼育されている家畜も含まれる。

「5 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合」

「財貨・サービスの移出入（純）」と「統計上の不突合」から構成される。

「財貨・サービスの移出入（純）」は、居住者と非居住者間の財貨・サービスの取引で、移出から移入を控除した差額を計上している。この中には、居住者（非居住者）による県外（内）市場の財貨とサービスの直接取引である直接購入を含む。ただし、ここでは要素所得（労働及び資本）にかかるものは除かれる。

「統計上の不突合」は、県内総生産の支出側と生産側の数値は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値にくいちがいが生じることがあり、このくいちがいを「統計上の不突合」として、勘定体系のバランスを図るために表章される。

「6（参考）県外からの所得（純）」

県民所得（要素費用表示）または、県民純生産（要素費用表示）から、県内純生産（要素費用表示）を控除して求められる。県外との所得の受け払いには、雇用者報酬、財産所得が含まれる。

「7（参考）県民総所得（市場価格表示）」

県民総所得（市場価格表示）は、県内総生産（支出側）に県外との所得の受け払いを加えたものである。

県民総所得(市場価格表示) = 県内総生産(支出側) + 県外からの所得(純)